

議案第 9 号

山都町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

山都町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例を別紙のとおり定める。

平成 31 年 3 月 4 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

熊本県地域未来投資促進基本計画に基づく地域経済牽引事業を実施する事業者に対し、対象施設に係る固定資産税の課税免除措置を講ずるため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 3 条の規定により、条例を定める必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例
をここに公布する。

平成 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条
例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強
化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）の規定に基
づき、地域経済牽引事業の促進を図るため、地方税法（昭和25年法律第2
26号）第6条第1項の規定による固定資産税の課税免除について、山都町
税条例（平成17年山都町条例第49号）に定めるもののほか、必要な事項
を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め
るところによる。

- (1) 同意基本計画 法第4条第6項の規定により主務大臣の同意を受け
た同条第1項の基本計画（法第5条第1項の規定による変更の同意があ
ったときは、その変更後のもの）をいう。
- (2) 承認地域経済牽引事業計画 法第13条第4項の規定により熊本県
知事又は同条第7項の規定により主務大臣の承認を受けた地域経済牽
引事業に関する計画（法第14条第1項の規定による変更の承認があっ
たときは、その変更後のもの）をいう。
- (3) 促進区域 同意基本計画において定められた法第4条第2項第1号
に規定する区域をいう。
- (4) 地域経済牽引事業 促進区域における法第2条第1項に規定する事

業をいう。

(固定資産税の課税免除)

第3条 町長は、同意基本計画の同意の日から起算して5年以内に承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業のために設置される施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する施設（以下「対象施設」という。）を促進区域内に設置した事業者について、対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地に対する固定資産税の課税を免除（以下「課税免除」という。）することができる。

(課税免除の期間)

第4条 課税免除の期間は、新たに固定資産税が課されることとなった年度(当該固定資産を当該対象施設の用に供した日の属する年の翌年の1月1日(当該対象施設の用に供した日が1月1日の場合は同日)を賦課期日とする年度)から3年度間とする。

(課税免除の申請)

第5条 第3条の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者は、町長に課税免除の申請をしなければならない。

(課税免除の決定)

第6条 町長は、前条の申請を受理した場合は、当該申請を審査し、課税免除の可否を決定するものとする。

(課税免除の取消し)

第7条 町長は、前条に規定する課税免除の決定を受けた者（以下「課税免除者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該課税免除の決定を取り消すことができる。

(1) 法第14条第2項の規定により承認地域経済牽引事業計画を取り消されたとき。

(2) 虚偽又は不正行為により課税免除を受けたとき。

(3) 町税を滞納したとき。

(4) その他町長が公益上適当でないとき。

(課税免除の承継)

第8条 課税免除者に相続、合併等の理由により変更が生じたときは、対象施設において事業が承継される場合に限り、その事業の承継者は、町長に届けて、課税免除の承継を受けることができる。

(報告等)

第9条 町長は、必要があると認めるときは、課税免除者に対し、報告若しくは関係書類の提出を求め、又は調査することができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。